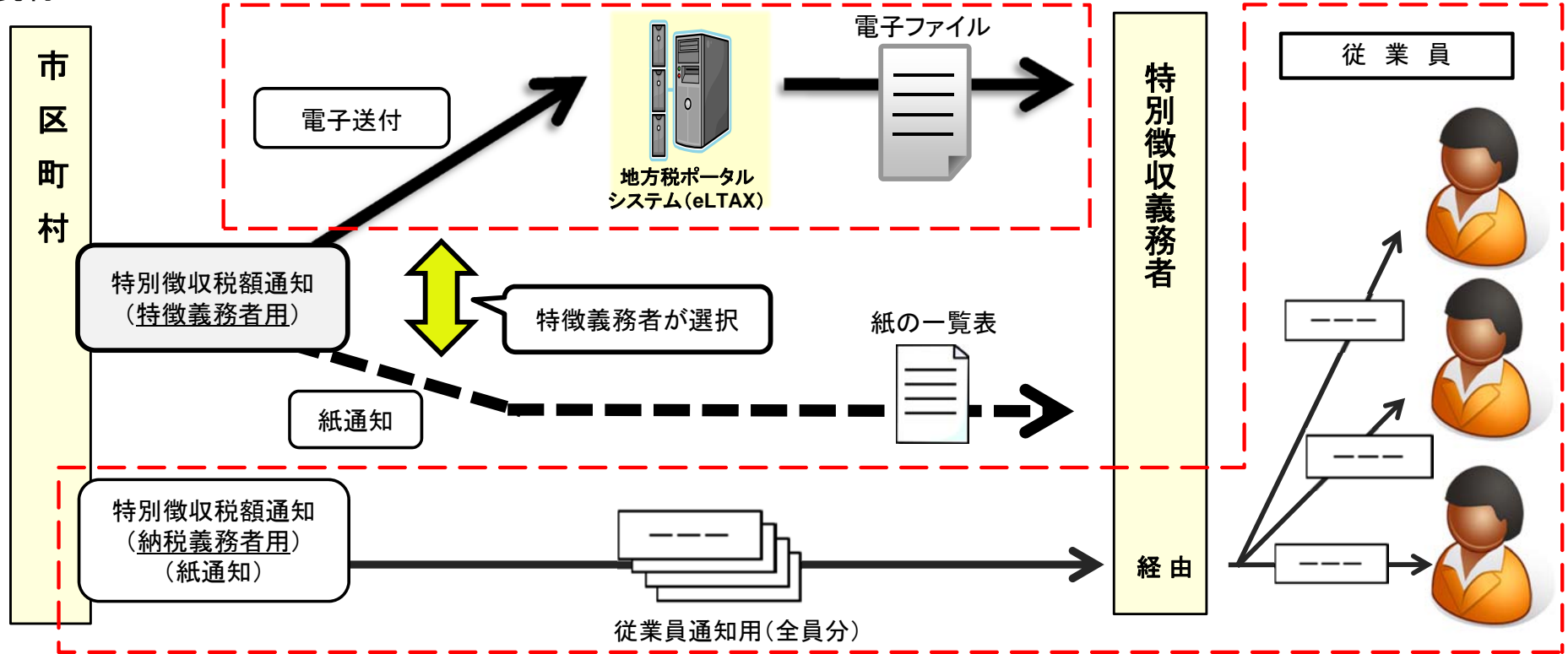


# 特別徴収税額通知の電子化

# 個人住民税における給与所得に係る特別徴収税額通知

<現行>

平成28年度課税分の個人住民税から電子化が可能



電子交付を行うことができるよう検討し、できるだけ早期に結論を得る

「規制改革実施計画(平成29年6月9日 閣議決定)(抄)」

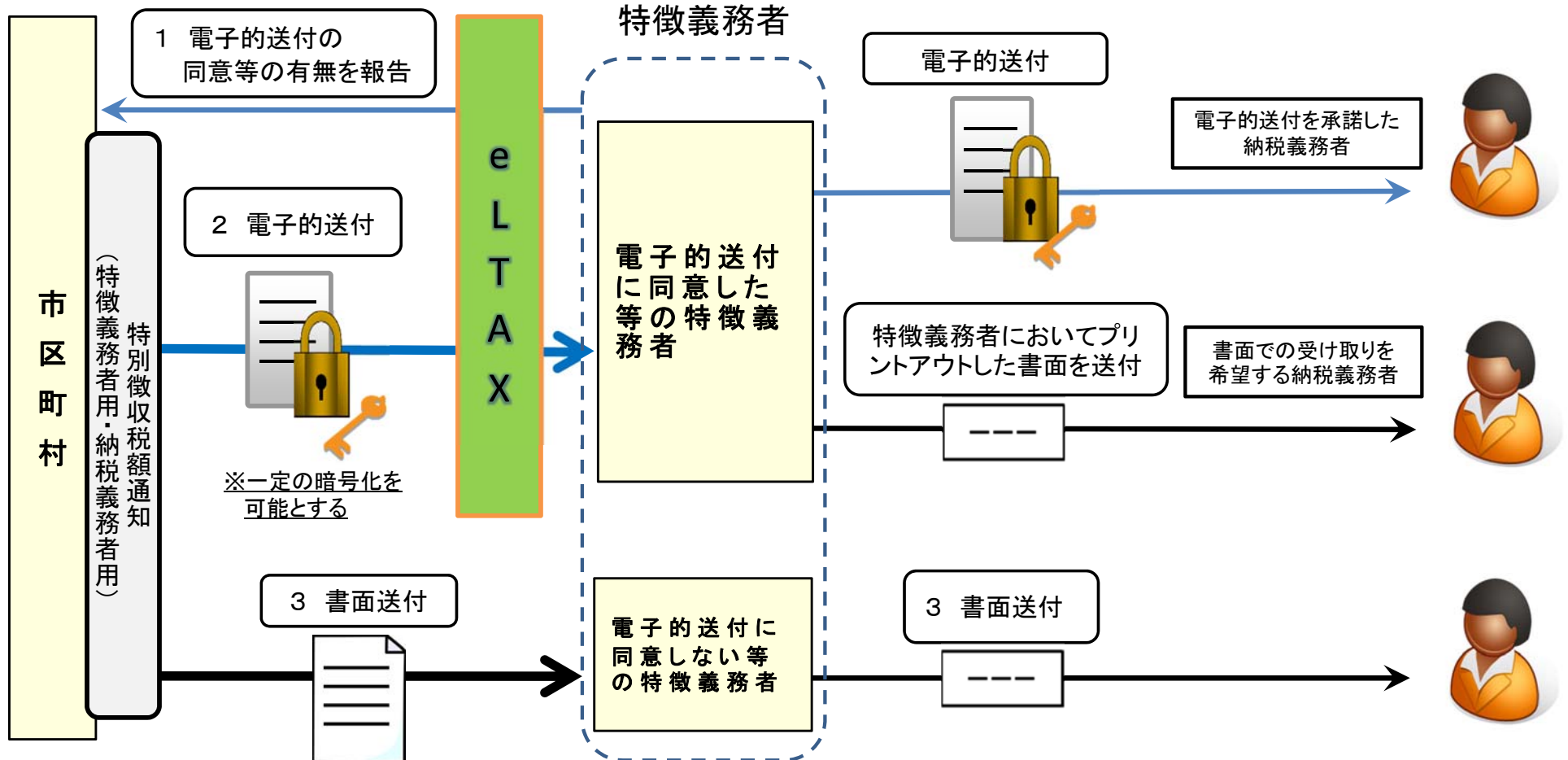
Ⅱ 分野別実施事項 - 5. 投資等分野 - (2)個別実施事項

① 税・社会保険関係事務のIT化・ワンストップ化

NO.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>a 特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の正本の電子交付を行っていない市区町村に対し、電子交付の導入の意義・効果に関する助言など電子交付の推進に必要な支援を行う。</p> <p>b 特別徴収税額通知(納税義務者用)の従業員への交付について、事業者の負担を軽減しつつ全体としての事務の効率化を図るため、事業者に電子的に送信して従業員が取得できるようにする、マイナポータルを利用して事業者を経由せずに従業員が取得できるようにするなどの可能性を検討し、できるだけ早期に結論を得る。</p>	<p>a:平成29年度以降継続的に実施</p> <p>b:平成29年検討、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

# 特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子化を行う場合のイメージ(案)

1. 特徴義務者は、給与支払報告書提出時に電子的送付の同意等の有無を報告 (特徴義務者単位)
2. 特徴義務者の同意がある等の場合には、特徴義務者に対し、eLTAXを通じて電子的に特別徴収税額通知を送付 (通知について一定の暗号化を可能とする手法について検討)
3. 同意がない等の場合は、従来どおり、市区町村から特徴義務者を經由して納税義務者に書面で送付



## 平成29年度個人住民税検討会における委員からの主な意見等

意 見	具体的な内容
①電子と書面の混在	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電子及び書面による通知の混在を防ぎ特別徴収義務者及び市区町村双方の事務負担を軽減するため、給与支払報告書を電子提出した特別徴収義務者に対しては、原則として電子による特別徴収税額通知とすることについて検討の余地があるのではないか。</li> <li>・ 従業員のICT環境によっては、書面による通知の希望に対応する必要があるのではないか。</li> </ul>
②電子署名の付与	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期間で大量に処理する必要がある市区町村において、通知への電子署名付与の短時間化が課題となるのではないか。</li> <li>・ 電子署名を付与するためのICカード、端末等を、必要に応じて複数用意し、並行処理を行うことにより短時間での処理が可能になるのではないか。</li> </ul>
③従業員と通知を紐付ける情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通知を従業員に配布するために仕分ける作業があるが、通知の電子データと従業員を紐付ける情報が必要となるが、文字情報については文字化け等の可能性があることなどを考慮しつつ、文字以外の情報を活用して、効率的かつ的確に紐付けを行う必要があるのではないか。</li> </ul>
④従業員の所得情報の秘匿	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別徴収義務者が電子により受領した通知をプリントアウトして従業員に配布するケースでは、特別徴収義務者が通知の内容を確認できる懸念があるのではないか。</li> <li>・ 給与所得以外の所得については、確定申告の際に当該所得分を普通徴収とすることも選択できることから、個人の対応により、通知に記載される所得を特別徴収義務者が既知の部分に限定することも可能ではないか。</li> </ul>
⑤特別徴収義務者用通知の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既に電子化が可能となっている特別徴収義務者用通知についても、給与支払報告書を電子的に提出し、電子により特別徴収義務者用通知の受領を希望する特別徴収義務者に対しては、市区町村間で電子と書面の通知が混在することがないように、納税義務者用通知の全市区町村における導入に併せて、全市区町村の電子化対応を検討すべき。</li> </ul>

## 特別徴収税額通知の電子化の現状①

特別徴収税額通知の電子化について、

- ・ 特別徴収義務者用については、既に電子的送付が可能であることから、地方団体に対し、通知を発出し、その導入を促進しているが、導入団体は、658団体(約38%)にとどまっているところ。
- ・ 納税義務者用については、平成30年度税制改正大綱において、「電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。」とされたところ。

○平成30年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について

(平成30年1月23日、自治税務局企画課、都道府県税課、市町村税課、固定資産税課)

### 第二 その他

- (3) 給与所得に係る特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子的「正本」通知については、経済団体等より事務負担の軽減のために全市区町村が対応するよう要望があるとともに、事務の効率化や個人情報の保護の観点等を踏まえ、積極的かつ早急に取り組んでいただきたいこと。

○平成30年度税制改正大綱

(平成29年12月14日、自由民主党・公明党)

### 第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

#### 6 円滑・適正な納税のための環境整備

##### (1) 税務手続の電子化等の推進

(前略)給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知(納税義務者用)については、電子情報処理組織(eLTAX)により特別徴収義務者を經由し、送付する仕組みを、地方公共団体間の取扱いに差異が生じないよう配慮しつつ検討する。

## 特別徴収税額通知の電子化の現状②

規制改革実施計画(平成30年6月15日閣議決定)においても、特別徴収税額通知の電子化の推進について記載あり。

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
44	住民税の特別徴収税額通知の電子化等	<p>規制改革実施計画(平成29年6月閣議決定)に掲げた住民税の特別徴収税額通知の電子化等の推進のため、以下の措置を講ずる。</p> <p>a <u>住民税特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。</u></p> <p>b <u>住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないように留意する。</u></p>	<p>a:平成30年度上期措置</p> <p>b:平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	総務省

## 1. Society 5.0を本格的に実現する税制措置の整備

### (2) 税務分野におけるデジタル・ガバメントのさらなる推進等

平成30年度税制改正では、円滑・適正な納税のための環境整備として、大法人について法人税等の電子申告が義務化されるとともに、法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう環境整備が進められた。また、地方税の電子納税についても全地方公共団体が共同で収納を行う仕組みが整備されることとなった。これらの取り組みについて、税務手続の電子化によるデジタル・ガバメントの推進の第一歩として評価できる。

他方、「骨太の方針2018」にも「社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、税務手続の電子化を一層推進する」とあるとおり、企業の事務負担軽減の観点も踏まえつつ、労働生産性を向上させるという視点から、税務手続の電子化について不断の見直しを行っていくことが極めて重要となる。

(中略)

あわせて、税務手続の電子化に関連し、とりわけ、早期に取り組みを進めるべき項目は以下のとおりである。

- ・連結納税に係る各種手続の緩和

(例:連結子法人に係る異動届出書の連結親法人所轄税務署への一括送信)

- ・固定資産税の納税通知書・課税明細書等の書式統一・電子化

- ・事業者の実務負担に配慮した個人住民税特徴税額通知(納税義務者用)の電子化

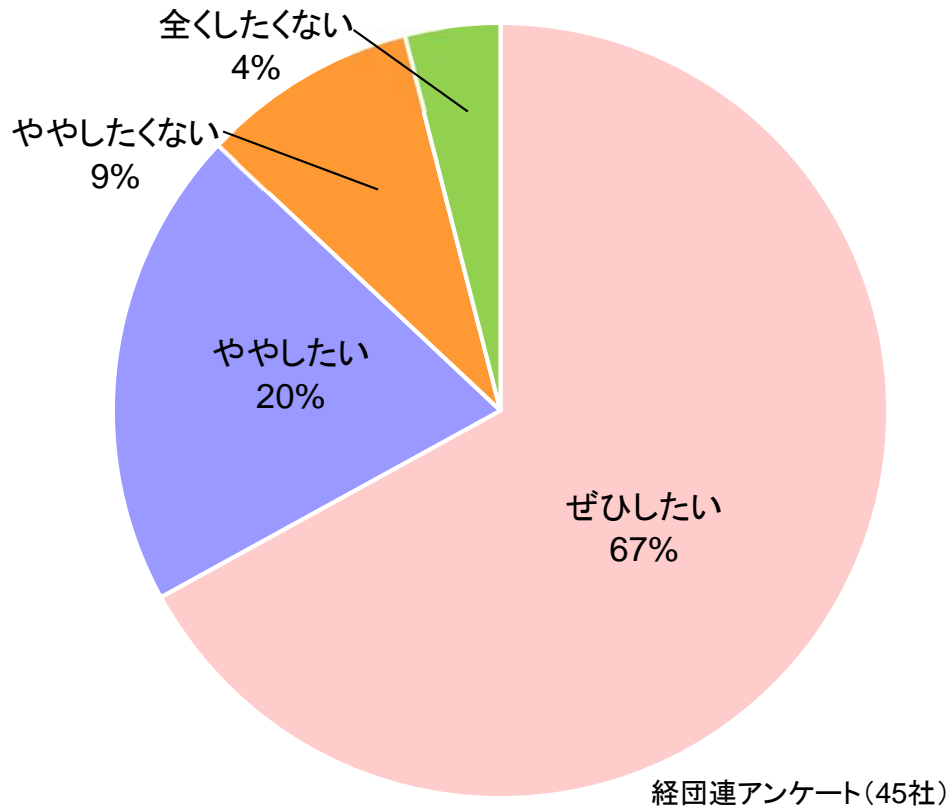
(後略)

## 特徴税額通知の電子化の利用見込みについて

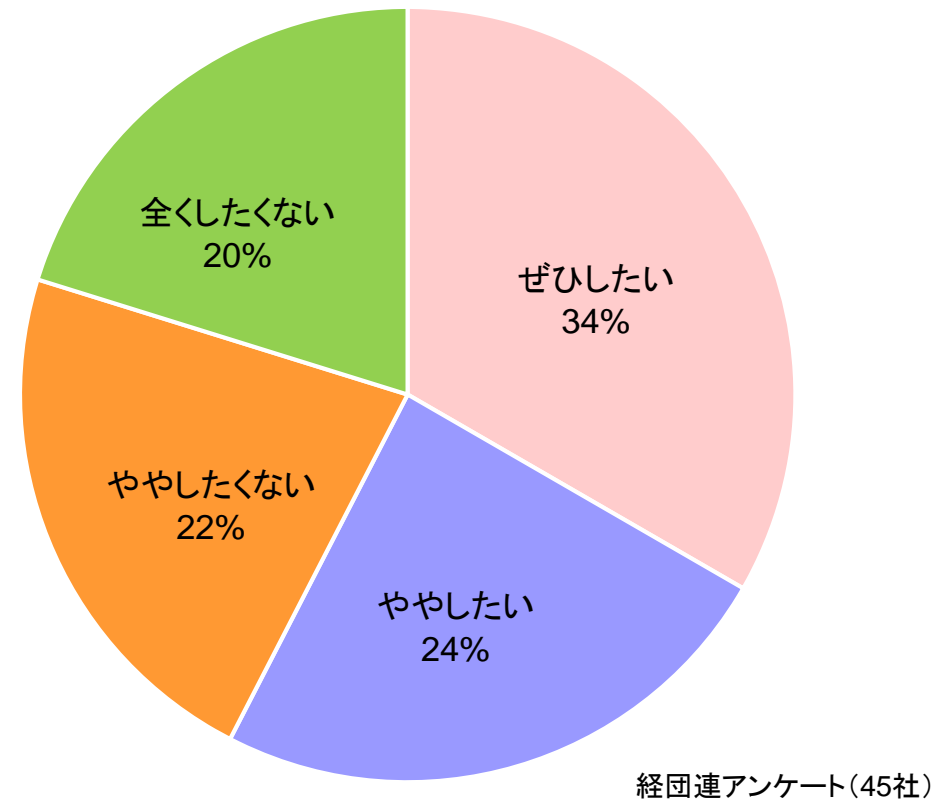
企業（経団連を經由）に対して、全市区町村が特別徴収税額通知の電子送付に対応できることとなった場合、電子の送付を希望するかどうかアンケートを実施。

- **特徴義務者用通知**については、約9割の企業で電子利用が見込まれる
- **納税義務者用通知**については、約6割の企業で電子利用が見込まれる

**特徴義務者用通知**について、全市区町村が電子送付に対応した場合、電子での送付を希望するか



**納税義務者用通知**について、全市区町村が電子送付に対応した場合、電子での送付を希望するか







## 個人情報秘匿措置の要請②

行政評価局によるあっせん(H28.10.14)

### <行政相談の要旨>

事業主を経由して従業員に交付される納税義務者用の特別徴収税額決定通知書には主たる給与所得以外の所得情報(不動産所得、利子・配当所得、一時所得等)や控除情報(障害者、寡婦等)が含まれている。それら他人には知られたくない情報については、プライバシーの保護の観点から秘匿するための何らかの措置を講じてほしい。

### <あっせん内容>

総務省自治税務局は、市町村における納税義務者用の税額通知書の記載内容に係る秘匿措置の検討に資するよう、市町村における秘匿措置の実施状況を把握し、その情報を地方公共団体に提供する必要がある。

### <自治税務局意見>

#### 1 現行制度における対応方策について

地方税法上は納税義務者用の税額通知書について、「特別徴収義務者を経由して通知する」と規定していることから、特別徴収義務者(事業主)が税額通知書を納税義務者(従業員)に渡す際に、宛名等の内容を確認することは地方税法上想定されている。

一方で市町村によっては、納税義務者用の税額通知書について目隠しをする等の秘匿措置を講じているケースはあるが、それぞれの市町村の判断で実施しているものである。

#### 2 国から地方公共団体に対して税額通知書に秘匿措置を求めることについて

1のとおり、地方税法の規定に基づき、特別徴収義務者が納税義務者用の税額通知書を取り扱うこととなっており、地方公共団体に秘匿措置を求めることは現時点では考えていない。

#### 3 税額通知書への秘匿措置の必要性について

1のとおり、地方税法の規定によって、主たる給与所得以外の所得情報や控除情報等の情報を事業主が知ることはやむを得ないと考えているが、税額通知書に秘匿措置を講ずる市町村もあることから、市町村の実態等を調査し、秘匿措置にかかる費用等について、まずは把握に努めたいと考えている。

# 個人情報の秘匿措置の要請③

## 秘匿措置の実施状況(H29.1.6)

### 1. 秘匿措置の実施状況

(単位：団体)

実施（予定）あり			実施予定なし	合計
平成28年度までに実施	平成29年度以降に実施を予定	小計		
545	379	924	817	1,741

### ※参考：人口規模別実施状況

(単位：団体)

		1万人未満	1万人以上 5万人未満	5万人以上 10万人未満	10万人以上 30万人未満	30万人以上	合計
実施 (予定) あり	平成28年度までに実施	66	218	119	103	39	545
	平成29年度以降に実施を予定	76	140	78	54	31	379
	小計	142	358	197	157	70	924
実施予定なし		366	330	65	42	14	817
合計		508	688	262	199	84	1,741

### 2. 秘匿措置の方法（平成29年度以降に秘匿措置の実施を予定している団体を含む）

(単位：団体)

圧着式	シール貼付	その他	未定	合計
734	77	12	101	924

### 3. 秘匿措置の作業を行う者（平成29年度以降に秘匿措置の実施を予定している団体を含む）

(単位：団体)

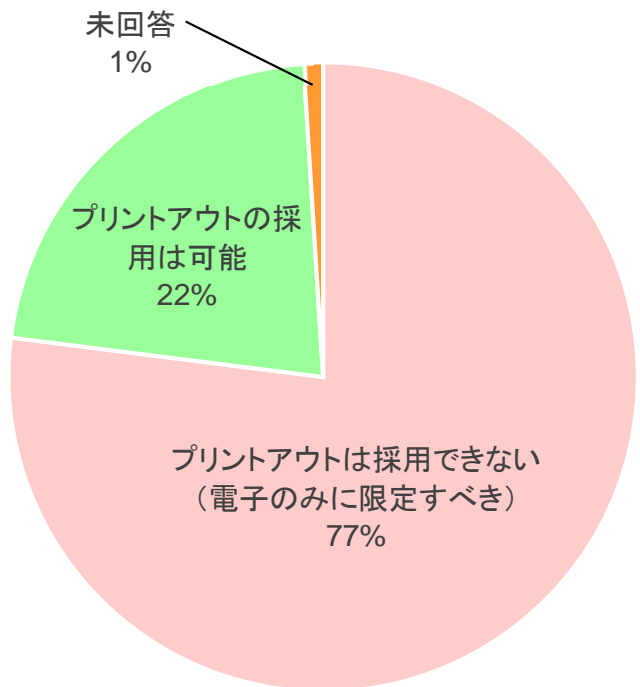
外部委託	職員	未定	合計
626	195	103	924

## 秘匿措置の必要性と企業の対応の可否について

その他、指定都市及び企業（経団連経由）に特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子的送付を行うこととなった際の問題点についてもアンケートを実施。

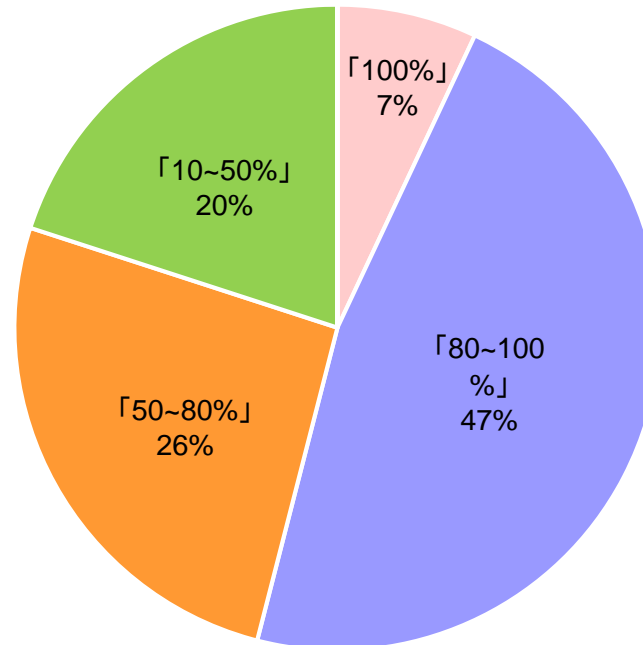
- 秘匿措置を行っている団体（8割）の大半が、秘匿措置のとれないプリントアウトは採用できないと回答
- 電子送付の利用意向がある企業（6割）のうちで、約7割の企業において、社内LAN等以外の方法での従業員への電子送付の可能性に言及

プリントアウトの可否について



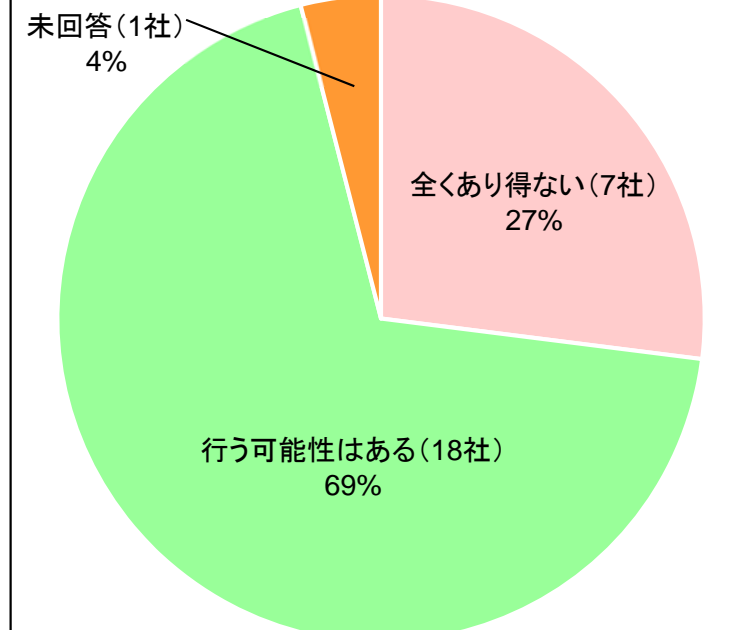
政令市等アンケート(129団体)  
※秘匿措置を行っている団体は約80%

納税義務者用通知について、従業員に電子提供可能な割合はどの程度か



経団連アンケート(45社)

電子送付の利用意向がある企業のうち※1、社内LAN以外の方法※2で納税義務者用通知を従業員に電子的に提供する可能性はあるか。



経団連アンケート(26社/45社)

※1 アンケート対象の45社のうち、26社

※2 個人アドレスへのメール、クラウドにログインして閲覧できるような環境整備など